



茨城県報

第 1 8 8 3 号

平成19年 6 月14日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

地方総合事務所に交付決定を委任する補助金 (人事課)	2
保健所に交付決定を委任する補助金 (人事課)	4
土地改良事務所に交付決定を委任する補助金 (人事課)	4
救急医療協力病院の指定 (医療対策課)	5
指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	5
指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿福祉課)	6
指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	7
大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	8
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (4 件) (中小企業課)	9
農地保有合理化事業規程の変更の承認 (2 件) (農政企画課)	16
定款変更の認可 (2 件) (農村計画課)	16
道路の区域の変更 (道路維持課)	17
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	17
土地改良事業の適当決定 (3 件) (土地改良事務所)	18
土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所)	19

(公 安 委 員 会)

警備員指導教育責任者講習の実施	19
-----------------------	----

(選 挙 管 理 委 員 会)

直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	20
政治団体の設立届出	22
政治団体の届出事項の異動届出	23
政治団体の解散届出	24
資金管理団体の指定届出	24
資金管理団体の指定の取消しの届出	24
政治団体の収支に関する報告書の要旨の訂正	25
個人演説会等を開催する施設の指定	26

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	26
平成19年度ひきこもり当事者社会参加支援事業募集について (保健予防課)	26

地籍調査の成果認証 (農村環境課)	28
開発行為の工事完了 (建築指導課)	28
平成20年度茨城県立医療大学大学院 (修士課程) 入学試験の実施 (医療大学)	28
公募型プロポーザル方式に関する公示 (4 件) (下水道事務所)	33
訓 令	
茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令 (農村計画課)	44
正 誤	
平成19年 4 月12日付け茨城県報第1866号中.....	48
平成19年 6 月 4 日付け茨城県報第1880号中.....	48

告 示

茨城県告示第796号

茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) 別表第 2 第 1 第140項の規定により地方総合事務所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成18年 6 月19日茨城県告示第737号は、廃止する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 青少年相談員事業補助金
- 2 男女共同参画地域推進事業費補助金
- 3 公共用水域水質保全モニター設置運営費補助金
- 4 牛久沼流域水質浄化対策事業費補助金 (県南地方総合事務所長に限る。)
- 5 地域ケアシステム推進事業費補助金
- 6 在宅福祉サービスセンター運営費補助金
- 7 地区民生委員協議会活動費補助金
- 8 民生委員・児童委員費用弁償交付金
- 9 市町村民生委員推薦会交付金
- 10 子育てサポーター派遣事業費補助金
- 11 母子家庭自立支援教育訓練給付金
- 12 元気わくわく支援事業費補助金
- 13 高齢福祉対策費補助金
- 14 人工肛門ストマ用装具支給事業費補助金
- 15 商工会等職員設置費等補助金
- 16 茨城県商工会等リーディング事業費補助金 (茨城県商工会連合会及び商工会等指導施設建設費に係るものを除く。)
- 17 茨城県がんばる商店街支援事業費補助金
- 18 茨城県労務管理リフレッシュ事業費補助金
- 19 農業委員会補助金等
- 20 強い農業づくり補助金 (土地基盤整備事業のうち体験農園整備以外に係るものを除く。)
- 21 いばらき農業元気アップチャレンジ事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除

- く。)
- 22 農地保有合理化促進事業費補助金 (財団法人茨城県農林振興公社に係るものを除く。)
 - 23 遊休農地活用緊急対策事業費補助金
 - 24 農業経営対策事業費補助金 (茨城県担い手育成総合支援協議会に係るものを除く。)
 - 25 地域農業を支える法人育成モデル事業費補助金
 - 26 農用地利用集積特別対策事業費補助金
 - 27 農業・農村男女共同参画地域推進事業費補助金
 - 28 新しい農業担い手確保推進事業費補助金 (財団法人茨城県農林振興公社に係るものを除く。)
 - 29 農村いきいき高齢者活動促進事業費補助金
 - 30 集落営農組織化促進事業費補助金
 - 31 担い手農地利用集積促進事業費補助金
 - 32 遊休農地再活用促進事業費補助金
 - 33 いばらき農業元気アップ推進事業費補助金
 - 34 農作物等災害助成対策費補助金
 - 35 農作物災害経営資金等利子補給金
 - 36 農業経営基盤強化資金利子助成補助金
 - 37 認定農業者育成確保資金利子助成補助金
 - 38 水田農業対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 39 畑作振興対策費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 40 霞ヶ浦等湖沼にやさしい農業対策事業費補助金
 - 41 豊かな土づくり推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 42 環境にやさしい農業ステップアップ支援事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 43 水田農業構造改革推進指導費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 44 地域オリジナル米グレードアップ化事業費補助金
 - 45 エコ農業推進事業費補助金
 - 46 営農支援対策事業費交付金
 - 47 農業用プラスチック適正処理対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 48 産地構造改革特別対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 49 いばらきを食べよう学校給食推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 50 茨城のいも類生産振興事業費補助金
 - 51 園芸産地マーケティング強化事業費補助金 (補助事業者が地方総合事務所の管轄区域を越える範囲を受益とする場合を除く。)
 - 52 トレーサビリティシステム活用推進事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 53 茨城農業改革推進総合対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 54 茨城県畜産関係事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 55 畑地かんがい営農対策費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
 - 56 畜産基盤再編総合整備事業費補助金 (県南地方総合事務所に限る。)
 - 57 畜産基盤再編総合整備事業推進事務費補助金 (県南地方総合事務所に限る。)

- 58 森林整備担い手対策事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 59 森林組合等経営基盤強化対策事業費補助金
- 60 地域活動推進事業費補助金
- 61 地域材普及啓発事業費補助金 (県内一円を範囲とする農業団体等への補助金に係るものを除く。)
- 62 平地林保全整備事業費補助金
- 63 森林整備地域活動支援交付金
- 64 森林整備地域活動支援市町村推進事業費補助金
- 65 木造公共施設等整備事業費補助金
- 66 しいたけ産地支援事業費補助金
- 67 間伐作業道開設支援事業費補助金
- 68 間伐推進モデル事業費補助金
- 69 森林病虫害等防除事業費補助金
- 70 森林環境保全整備事業費補助金
- 71 間伐等森林整備促進対策事業費補助金
- 72 林道等事業費補助金
- 73 林道災害復旧事業費補助金
- 74 良質材生産対策推進事業費補助金
- 75 共生林整備事業費補助金
- 76 高規格幹線道路農業対策事業費補助金
- 77 山村振興対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものを除く。県北地方総合事務所長に限る。)
- 78 中山間地域等直接支払交付金 (県北及び県西地方総合事務所長に限る。)
- 79 中山間地域等直接支払推進交付金 (県北及び県西地方総合事務所長に限る。)
- 80 みんなで進めるむらづくり事業費補助金
- 81 県北中山間こだわり産地元気アップ事業費補助金 (県北及び県西地方総合事務所長に限る。)
- 82 グリーン・ツーリズム実践団体支援事業費補助金

茨城県告示第797号

茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) 別表第 2 第12 第72項の規定により保健所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成18年 6 月19日茨城県告示第738号は、廃止する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 人口動態調査費交付金
- 2 地域リハビリ・ネットワーク普及促進事業費補助金
- 3 不妊治療費補助金
- 4 市町村献血推進事業費補助金

茨城県告示第798号

茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) 別表第 2 第31 第 9 項の規定により土地改良事務所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、平成18年 6 月19日茨城県告示第739号は、廃止する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 強い農業づくり補助金 (土地基盤整備事業のうち体験農園整備以外に係るものに限る。)
- 2 茨城県湛水防除施設等管理費補助金
- 3 農村環境計画費補助金
- 4 経営体育成基盤集落営農育成支援事業費補助金
- 5 基盤整備促進事業補助金
- 6 営農技術習得支援事業費補助金
- 7 畑地整備対策特別事業費補助金
- 8 経営体育成関連流動化促進事業補助金
- 9 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金
- 10 農業水利システム保全対策事業費補助金
- 11 地域農業再編経営体育成基盤整備推進事業費補助金
- 12 農村総合整備事業等補助金
- 13 山村振興対策事業費補助金 (土地基盤整備事業に係るものに限る。)
- 14 茨城県棚田保全活動支援事業費補助金
- 15 地域資源保全事業交付金

茨城県告示第799号

次の病院については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則 (昭和52年茨城県規則第11号) 第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力病院に指定する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人昂仁会 ハタミ病院	鉾田市鉾田1305番地の3

茨城県告示第800号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0860190164	社会福祉法人愛の会	木村 都央	茨城県石岡市根当10888 - 3	訪問看護事業所ハート24	茨城県水戸市大塚町1803 - 26	平成19年 4 月 1 日	訪問看護
0860190172	セントケア千葉株式会社	瀧井 創	千葉県千葉市中央区蘇我町1 - 498 - 3	セントケア訪問看護ステーション水戸東	茨城県水戸市元吉田町1745 - 67 グリーンエイジコム口103	平成19年 4 月 1 日	訪問看護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービス の種 類
0870100682	株式会社 ニ チイ学館	森 嶷	東京都千代田 区神田駿河台 2 - 9	ニチイケアセ ンター 上水 戸	茨城県水戸市 上水戸 4 - 6 - 45	平成19年 4 月 1 日	通所介護
0870102902	有限会社 ア ンビション	川田 英治	茨城県水戸市 島田町3403 - 1	ショートステ イ あんじゅ	茨城県水戸市 島田町3403 - 1	平成19年 4 月 1 日	短期入所生 活介護
0870102910	有限会社 ファ イアアローズ	岩下 一樹	神奈川県座間 市相模が丘 3 - 33 - 4	訪問介護あお ぞら水戸	茨城県水戸市 見川町2563 - 631	平成19年 4 月 1 日	訪問介護
0870102928	有限会社 ファ イアアローズ	岩下 一樹	神奈川県座間 市相模が丘 3 - 33 - 4	あおぞらデイ サービス緑岡	茨城県水戸市 見川町2563 - 631	平成19年 4 月 1 日	通所介護
0871500419	株式会社 トー タルケアサポ ート東日本	黒川 克明	福島県いわき 市草木台 1 - 10 - 16	ケアサポート 24 北茨城	茨城県北茨城 市大津町2564 - 1	平成19年 4 月 1 日	通所介護
0872001540	医療法人 つ くばセントラ ル病院	竹島 徹	茨城県牛久市 柏田町1589 - 3	訪問介護事業 所 はなぞの	茨城県つくば 市六斗1012 - 3	平成19年 4 月 1 日	訪問介護
0872300322	鹿行広域事務 組合	鬼沢 保平	茨城県銚田市 銚田1367 - 3	訪問介護事業 所鹿行潮来荘	茨城県潮来市 大生1376	平成19年 4 月 1 日	訪問介護
0872300330	鹿行広域事務 組合	鬼沢 保平	茨城県銚田市 銚田1367 - 3	鹿行潮来荘	茨城県潮来市 大生1376	平成19年 4 月 1 日	特定施設入 居者生活介 護
0873000095	社会福祉法人 霞会	松浦 まつい	茨城県かすみ がうら市新治 江子田1811 - 6	デイサービス センター ふ るさと	茨城県かすみ がうら市新治 江子田1811 - 6	平成19年 4 月 1 日	通所介護
0873800940	社会福祉法人 健仁会	小池 健	千葉県鴨川市 天津3466	デイサービス センター 千 の風・河内	茨城県稲敷郡 河内町生板 4627	平成19年 4 月 1 日	通所介護
0872001565	株式会社 凜 区	松澤 達也	茨城県つくば 市東新井 19017	凜区フィジカ ルケアセンタ ーつくば	茨城県つくば 市西平塚318 - 1	平成19年 4 月11日	通所介護
0874200447	有限会社 介 護サービス八 千代	飯村 ふさ	茨城県結城郡 八千代町菅谷 2126 - 3	デイサービス 八千代	茨城県結城郡 八千代町菅谷 2126 - 1	平成19年 4 月13日	通所介護
0873800957	株式会社 オー シャン	谷口 庫夫	茨城県稲敷郡 阿見町阿見 4666 - 892	訪問介護事業 所 オーシャ ン	茨城県稲敷郡 阿見町阿見 4666 - 892	平成19年 4 月15日	訪問介護
0875200214	有限会社アイ ケア	齋藤 敦	千葉県市原市 牛久814 - 1	アイケア神栖 ステーション	茨城県神栖市 堀割 2 - 26 - 29	平成19年 4 月16日	訪問介護

茨城県告示第801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービス の種 類
0872001557	医療法人 つ くばセントラ ル病院	竹島 徹	茨城県牛久市 柏田町1589 - 3	居宅介護支援 事業所はなぞ の	茨城県つくば 市六斗1012 - 3	平成19年 4 月 1 日	居宅介護支 援

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0872600150	社会福祉法人 青燈会	小豆畑 節夫	茨城県那珂市 菅谷528	ひばりヶ丘居 宅介護支援事 業所	茨城県那珂市 菅谷528	平成19年 4月1日	居宅介護支 援
0875200214	有限会社アイ ケア	齋藤 敦	千葉県市原市 牛久814 - 1	アイケア神栖 ステーション	茨城県神栖市 堀割 2 - 26 - 29	平成19年 4月16日	居宅介護支 援
0870301512	株式会社 プ ラザマム	関 誠	茨城県土浦市 板谷 7 - 626 - 11	株式会社 プ ラザマム	茨城県土浦市 板谷 7 - 626 - 11	平成19年 4月18日	居宅介護支 援

茨城県告示第802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により告示する。

平成19年 6月14日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0860190164	社会福祉法人 愛の会	木村 都央	茨城県石岡市 根当10888 - 3	訪問看護事業 所ハート24	茨城県水戸市 大塚町1803 - 26	平成19年 4月1日	介護予防訪 問看護
0860190172	セントケア千 葉株式会社	瀧井 創	千葉県千葉市 中央区蘇我町 1 - 498 - 3	セントケア訪 問看護ステ ーション水戸東	茨城県水戸市 元吉田町1745 - 67 グリー ンエイジコム 口103	平成19年 4月1日	介護予防訪 問看護
0870100682	株式会社 ニ チイ学館	森 嶺	東京都千代田 区神田駿河台 2 - 9	ニチイケアセ ンター 上水 戸	茨城県水戸市 上水戸 4 - 6 - 45	平成19年 4月1日	介護予防通 所介護
0870102902	有限会社 ア ンピション	川田 英治	茨城県水戸市 島田町3403 - 1	ショートステ イ あんじゅ	茨城県水戸市 島田町3403 - 1	平成19年 4月1日	介護予防短 期入所生活 介護
0870102910	有限会社 ファ イアローズ	岩下 一樹	神奈川県座間 市相模が丘 3 - 33 - 4	訪問介護あお ぞら水戸	茨城県水戸市 見川町2563 - 631	平成19年 4月1日	介護予防訪 問介護
0870102928	有限会社 ファ イアローズ	岩下 一樹	神奈川県座間 市相模が丘 3 - 33 - 4	あおぞらデイ サービス緑岡	茨城県水戸市 見川町2563 - 631	平成19年 4月1日	介護予防通 所介護
0871500419	株式会社 トー タルケアサポ ート東日本	黒川 克明	福島県いわき 市草木台 1 - 10 - 16	ケアサポート 24 北茨城	茨城県北茨城 市大津町2564 - 1	平成19年 4月1日	介護予防通 所介護
0872101134	有限会社 テ イクケア	根本 達之	茨城県ひたち なか市中根 4783 - 1	オハナデイサ ービス	茨城県ひたち なか市中根 4783 - 1	平成19年 4月1日	介護予防通 所介護
0872300322	鹿行広域事務 組合	鬼沢 保平	茨城県銚田市 銚田1367 - 3	訪問介護事業 所 鹿行潮来 荘	茨城県潮来市 大生1376	平成19年 4月1日	介護予防訪 問介護
0872300330	鹿行広域事務 組合	鬼沢 保平	茨城県銚田市 銚田1367 - 3	鹿行潮来荘	茨城県潮来市 大生1376	平成19年 4月1日	介護予防特 定施設入居 者生活介護
0873000095	社会福祉法人 霞会	松浦 まつい	茨城県かすみ がうら市新治 江子田1811 - 6	デイサービス センター ふ るさと	茨城県かすみ がうら市新治 江子田1811 - 6	平成19年 4月1日	訪問予防通 所介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0873800940	社会福祉法人 健仁会	小池 健	千葉県鴨川市 天津3466	デイサービス センター 千 の風・河内	茨城県稲敷郡 河内町生板 4627	平成19年 4月1日	介護予防通 所介護
0870201175	医療法人社団 いばらき会	照沼 秀也	茨城県ひたち なかに市高場 167 - 2	シニアフィッ トネスおおみ か	茨城県日立市 大みか町4 - 7 - 9	平成19年 4月3日	介護予防通 所介護
0872001565	株式会社 凜 区	松澤 達也	茨城県つくば 市東新井 19017	凜区フィジカ ルケアセンター つくば	茨城県つくば 市西平塚318 - 1	平成19年 4月11日	介護予防通 所介護
0874200447	有限会社 介 護サービス八 千代	飯村 ふさ	茨城県結城郡 八千代町菅谷 2126 - 3	デイサービス 八千代	茨城県結城郡 八千代町菅谷 2126 - 1	平成19年 4月13日	介護予防通 所介護
0873800957	株式会社 オー シャン	谷口 庫夫	茨城県稲敷郡 阿見町阿見 4666 - 892	訪問介護事業 所 オーシャ ン	茨城県稲敷郡 阿見町阿見 4666 - 892	平成19年 4月15日	介護予防訪 問介護
0875200214	有限会社アイ ケア	齋藤 敦	千葉県市原市 牛久814 - 1	アイケア神栖 ステーション	茨城県神栖市 堀割2 - 26 - 29	平成19年 4月16日	介護予防訪 問介護

茨城県告示第803号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 青山商事株式会社

代表取締役 青 山 理
広島県福山市王子町一丁目3番5号

(2) 株式会社ライトオン

代表取締役 藤 原 政 博
つくば市吾妻一丁目11番1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 青山ROショッピングセンター
日立市田尻町五丁目2050 - 2 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
株式会社ライトオン	つくば市吾妻一丁目11番1	藤 原 政 博

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年 1 月29日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,444m²
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- | | |
|----------------|-------------------|
| ア 駐車場の収容台数 | 103台 |
| イ 駐輪場の収容台数 | 42台 |
| ウ 荷さばき施設の面積 | 134m ² |
| エ 廃棄物等の保管施設の容量 | 49m ³ |
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前10時
(閉店時刻) 午後 9 時 (一部午後 8 時)
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分 (一部午後 9 時)
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
6 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時 ~ 午後 7 時

3 届出年月日

平成19年 5 月28日

~~~~~

### 茨城県告示第804号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ウエルシアみどりの店  
つくば市萱丸 A - 79 - 1
- (2) 届出の概要
- ア 届出の種類及び届出の公告日  
新設の届出 (第 5 条第 1 項)  
平成19年 1 月25日
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|             |                           |        |
|-------------|---------------------------|--------|
| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                       | 代表者氏名  |
| ウエルシア関東株式会社 | 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 4 - 47 - 7 | 鈴木 孝 之 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 9 月 5 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,335㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 60台
- (イ) 駐輪場の収容台数 20台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 35㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 14㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前10時
  - (閉店時刻) 翌午前 0 時 (一部午後10時)
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 9 時30分 ~ 午前 1 時 (一部午後 9 時)
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
  - 3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前 8 時 ~ 午前10時

キ 届出年月日

平成19年 1 月 5 日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 理 由                                                                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| つくば市    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区計画の届出が必要となる</li> <li>・ 大規模行為の届出が必要となる (高さ 9 mを超えかつ延べ床面積が2,000㎡を超えるもの)</li> <li>・ 都市計画法29条に該当するかの確認 (区画, 形の変更を伴う場合) をすること。</li> <li>・ 第一種禁止地域に該当するので広告物を表示する場合には, 許可が必要となる。</li> <li>・ 開発区域内と公道との出入り口については, 交通に支障のないよう警察と十分な協議をすること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種禁止地域内においては, 建築物の延べ床面積による例外を除き, 原則的に敷地内総表示面積15㎡までしか広告物が表示できないため。</li> <li>・ 交通上の安全を確保するため。</li> </ul> |

・ 出店後においても周辺地域への生活環境に配慮して必要な対応策を適時適切に実施すること。

・ 当該大規模小売店舗の周辺地域は、今後とも都市化が進展する地域であり、生活環境は著しく変化していくと考えられるので、現状にとどまらず将来にわたり、生活環境の保持に配慮する必要があるため。

茨城県告示第805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハードオフ・オフハウス石岡店

石岡市旭台 1 - 16 - 12

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第 6 条第 2 項)

平成19年 4 月 5 日

イ 変更した事項

(ア) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき無し

(変更後)

荷さばき施設の面積 26㎡

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき無し

(変更後)

午前10時～午後 8 時

(3) 届出年月日

平成19年 3 月19日

2 市町村の意見

| 市 町 村 名 | 意 見 の 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                   | 理 由                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 石岡市     | <p>1. 荷さばき施設の設置に伴い、カーブミラーや街路灯が必要になる場合は、届出者が設置を行って下さい。</p> <p>2. アイドリングストップの啓発に努めること、又、苦情等に関しては、届出者の責任において処理すること。又、荷さばきにより発生する廃棄物については、法に基づき適正に処理すること。</p> <p>3. 床面積10㎡を超える増築の場合、建築基準法第6条に基づく確認申請が必要となりますので、工事着手前に所定の手続きを完了して下さい。</p> <p>市道敷に工事が及ぶ場合には、道路工事施工承認書を提出すること。</p> | <p>近隣住宅への自動車エンジン音、駐車場で大きな音が出た時に苦情が予想される。</p> |

茨城県告示第806号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北守谷ショッピングセンター  
守谷市久保ヶ丘2 - 1 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）  
平成19年 5 月 1 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
ユニー株式会社  
(変更前) 佐々木 孝 治  
(変更後) 前 村 哲 路

(3) 届出年月日

平成19年 4 月12日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第807号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労働課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 (仮称) 荒川本郷ショッピングセンター

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 荒川本郷ショッピングセンター

稲敷郡阿見町本郷第一土地区画77街区 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成18年11月16日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1 | 小 濱 裕 正 |
| 未定          | 未定             | 未定      |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 7 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,461m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 492台
- (イ) 駐輪場の収容台数 135台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 147m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 46m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 9 時
  - (閉店時刻) 午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 8 時45分 ~ 翌午前 0 時15分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 2 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成18年10月30日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 2 (仮称) ワンダーグーつくば研究学園店

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ワンダーグーつくば研究学園店

つくば市 (葛城地区 区画整理事業地内 A65 - 1 外)

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成18年12月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所            | 代表者氏名   |
|------------------|----------------|---------|
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599番地 1 | 宇津木 雅 美 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 7 月31日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,548m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 176台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 70m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 21m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯



午前 1 時 ~ 午前 2 時

キ 届出年月日

平成18年11月30日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第 3 ヤマウチ神立店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマウチ神立店

土浦市神立町宇新田682 - 4 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成18年12月18日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所              | 代表者氏名   |
|-------------|------------------|---------|
| 株式会社やまうち    | 石岡市茨城一丁目 4 番33号  | 山 田 信 一 |
| 古矢 雅宏       | 常総市水海道栄町3424 - 1 |         |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年 7 月31日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,320m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 77台
- (イ) 駐輪場の収容台数 40台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 66m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 14m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前 8 時
  - (閉店時刻) 翌午前 0 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 午前 7 時30分 ~ 翌午前 0 時30分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
  - 4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - 午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成18年11月30日

## 2 意見の概要

意見なし

### 茨城県告示第808号

財団法人茨城県農林振興公社の農地保有合理化事業実施規程の変更については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成19年6月4日に次のとおり承認したので公告する。

平成19年6月14日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 農地保有合理化事業の実施区域

公社が行う農地保有合理化事業の実施区域は、本県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。）の区域とする。

#### 2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業
- (3) 農地貸付信託事業
- (4) 農業生産法人出資育成事業
- (5) 研修等事業

### 茨城県告示第809号

竜ヶ崎市農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成19年6月5日に次のとおり承認したので公告する。

平成19年6月14日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業

#### 2 農地保有合理化事業の実施区域

牛久市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

### 茨城県告示第810号

那珂川沿岸土地改良区から平成19年5月18日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成19年6月5日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月14日

茨城県知事 橋 本 昌

### 茨城県告示第811号

岡堰土地改良区から平成19年4月20日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195

号) 第30条第 2 項の規定により平成19年 6 月 5 日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第812号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年 6 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 461号
- 3 道路の区域

| 区 間                         | 旧新の別  | 敷地の幅員           | 延 長         | 摘 要                                          |       |
|-----------------------------|-------|-----------------|-------------|----------------------------------------------|-------|
| 高萩市大字石滝<br>字不動前2207番25地先から  | 旧 (A) | メートル<br>最大 11.0 | メートル<br>135 |                                              |       |
| 高萩市大字石滝<br>字不動前2206番 5 地先まで |       | 最小 5.0          |             |                                              |       |
| 高萩市大字石滝<br>字不動前2209番 2 地先から |       | 旧 (B)           | 最大 61.4     |                                              | 1,960 |
| 高萩市大字石滝<br>字不動前2206番 5 地先まで |       |                 | 最小 8.0      |                                              |       |
| 高萩市大字石滝<br>字不動前2209番 2 地先から | 新 (B) | 最大 61.4         | 1,960       | 旧道移管及び<br>J R 協定に基<br>づく用地交換<br>のための区域<br>除外 |       |
| 高萩市大字石滝<br>字不動前2206番 5 地先まで |       | 最小 8.0          |             |                                              |       |

茨城県告示第813号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第 1 項の規定に基づき、日立市東滑川土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
  - 組 合 の 名 称 日立市東滑川土地区画整理組合
  - 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号
  - 事 業 施 行 期 間 自 平成 6 年12月 1 日  
至 平成21年 3 月31日
  - 施 行 地 区 日立市東滑川町一丁目、本宮町五丁目、滑川町一丁目、本宮町四丁目の各一部
  - 設 立 認 可 の 年 月 日 平成 6 年12月 1 日
- 2 変更認可の年月日 平成19年 6 月14日

## 茨城県告示第814号

八郷土地改良区から平成19年 4 月19日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）石沢地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成19年 5 月21日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成19年 6 月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 福 田 一 夫

## 1 縦覧に供する書類

石沢地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
八郷土地改良区定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年 6 月15日から平成19年 7 月12日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

## 茨城県告示第815号

八郷土地改良区から平成19年 4 月19日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型・かんがい排水）中戸第 2 地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成19年 5 月21日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成19年 6 月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 福 田 一 夫

## 1 縦覧に供する書類

中戸第 2 地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
八郷土地改良区定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年 6 月15日から平成19年 7 月12日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県土浦土地改良事務所

## 茨城県告示第816号

一の谷沼土地改良区から平成19年 4 月20日付けで施行認可申請のあった、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業（農業用排水）一の谷地山については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成19年 5 月25日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成19年 6 月14日

茨城県境土地改良事務所長 鶴 見 政 幸

## 1 縦覧に供する書類

- 一の谷地区土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト交付金事業・農業用排水）計画書の写し
- 一の谷沼土地改良区定款の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年 6 月18日から平成19年 7 月13日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県境土地改良事務所

## 茨城県告示第817号

下妻市長から平成19年 2 月22日付けで協議のあった北大宝馬喰木地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項により平成19年 5 月31日同意した。

平成19年 6 月14日

茨城県筑西土地改良事務所長 川 崎 博

(公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第 2 項第 1 号及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第 2 条に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年 6 月14日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

## 1 講習に係る警備業務の区分及び講習期間

## (1) 警備業法第 2 条第 2 号に規定する警備業務

- ア 平成19年 8 月 8 日（水）から 8 月10日（金）までの 3 日間
- イ 平成19年 8 月28日（火）から 8 月30日（木）までの 3 日間

## (2) 警備業法第 2 条第 1 号に規定する警備業務

平成19年 8 月21日（火）から 8 月24日（金）までの 4 日間

## 2 講習場所

茨城県水戸市住吉町307番地の 4 社団法人茨城県警備業協会 2 階

## 3 受講定員

各講習ともに60名

## 4 受講資格

警備業法の一部を改正する法律による改正前の警備業法第11条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧警備員指導教育責任者資格者証」という。）を保有する者

## 5 受講申込手続

## (1) 事前申込

## ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029 - 301 - 0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込み、講習受付専用電話以外での受付は行わない。

## イ 申込期間

- (ア) 1の(1)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成19年7月18日(水)から7月19日(木)までの間の午前9時から午後5時まで
- (イ) 1の(1)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成19年8月6日(月)から8月7日(火)までの間の午前9時から午後5時まで
- (ウ) 1の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成19年7月23日(月)から7月24日(火)までの間の午前9時から午後5時まで  
ただし、定員になり次第締め切る。

## (2) 受講申込書の提出

## ア 申込書提出期間

- (ア) 1の(1)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成19年7月23日(月)から7月27日(金)までの午前9時から午後5時まで
- (イ) 1の(1)のイに掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成19年8月13日(月)から8月17日(金)までの午前9時から午後5時まで
- (ウ) 1の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成19年7月30日(月)から8月3日(金)までの午前9時から午後5時まで  
なお、各講習ともに代理人、郵送等による提出は認めない。

## イ 申込書提出場所

茨城県内の各警察署生活安全課(係)

## ウ 提出書類

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- (イ) 旧警備員指導教育責任者資格者証の写し 1枚

## 6 受講手数料及び納付方法

受講申込書提出の際、警備業法第2条第1号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(23,000円)、警備業法第2条第2号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(14,000円)を、それぞれ茨城県収入証紙により納入すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

## 7 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

## 8 講習の委託

本講習は、社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

## 9 その他

- (1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課(029-301-0110内線3033・3034)へ問い合わせること。

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規

定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,405人

- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県の事務の執行に関する監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,405人

- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,034人

- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

水 戸 市 選挙区	67,177人
日 立 市 選挙区	54,325人
土 浦 市 選挙区	36,277人
古 河 市 選挙区	16,055人
石 岡 市 選挙区	14,284人
下 館 市 選挙区	17,256人
結 城 市 選挙区	14,343人
竜 ヶ 崎 市 選挙区	20,928人
下 妻 市 選挙区	9,619人
水 海 道 市 選挙区	11,081人
常 陸 太 田 市 選挙区	10,751人
高 萩 市 選挙区	9,064人
北 茨 城 市 選挙区	13,643人
笠 間 市 選挙区	8,100人
取 手 市 選挙区	22,008人
岩 井 市 選挙区	11,550人
牛 久 市 選挙区	21,216人
つ く ば 市 選挙区	51,739人
ひ たち な か 市 選挙区	41,338人
鹿 嶋 市 選挙区	17,596人
守 谷 市 選挙区	14,819人
潮 来 市 選挙区	19,417人
東 茨 城 郡 南 部 選挙区	31,150人

東茨城郡北部 選挙区	7,546人
西茨城郡 選挙区	19,914人
那珂郡 選挙区	36,907人
久慈郡 選挙区	12,311人
鹿島郡 選挙区	37,962人
稲敷郡 選挙区	33,969人
新治郡 選挙区	25,286人
筑波郡 選挙区	11,395人
真壁郡 選挙区	20,758人
結城郡 選挙区	15,341人
猿島郡 選挙区	37,111人
北相馬郡 選挙区	14,513人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,034人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事，県選挙管理委員，県監査委員又は県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,034人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

470,034人

茨城県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 政党

- (1) 1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられた支部

ア 自由民主党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党境支部	栗原利雄	栗田浩司	猿島郡境町若林1907 (倉持功方)	H19. 5. 1

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治連盟茨城県「佐藤まさひさ」を支える会	橋本健吾	遠西祐光	ひたちなか市中根3600 - 18	H19. 5. 1

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池田夫二後援会	池 田 夫 二	池 田 裕 一	神栖市神栖 3 丁目10番地11号	H19. 5. 2
田村まさお後援会	関 野 三 郎	小 倉 衛	小美玉市野田1475 - 365	H19. 5. 7
古谷庄二後援会	武 田 茂	篠 田 昭 男	小美玉市江戸90 - 44	H19. 5. 7
靖志会	高 橋 靖	角 田 了 二	水戸市塩崎町884 - 1	H19. 5.11
須沢まさたか後援会	久 野 隆	須 沢 洋 子	鉾田市舟木40 - 22	H19. 5.11
長谷川たもん後援会	狩 野 安	池 田 正 文	水戸市笠原1194 - 8	H19. 5.11
きなせ幸吉後援会	野 村 実	立 原 明	小美玉市柴高428	H19. 5.15
木村いくお後援会	木 村 郁 郎	木 村 郁 郎	常陸太田市芦間町493	H19. 5.16
村田春男後援会	塚 田 芳 明	村 田 清 高	小美玉市江戸576 - 3	H19. 5.21
栗田洋後援会	栗 田 正 人	栗 田 登 美子	鉾田市子生 9	H19. 5.21
山本かずえ後援会	山 本 一 恵	山 本 明	稲敷郡美浦村見晴353 - 13	H19. 5.23
民之真義社	副 島 善 治	山 口 裕 之	神栖市奥野谷5735 - 1	H19. 5.28

茨城県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	山彦会	川 島 利 市			H19. 5. 7
旧		富 田 良			
新	柳井哲也後援会		柳 井 哲 也		H19. 5.11
旧			柳 井 きい子		
新	金井かずのり後援会	金 井 一 憲			H19. 5.14
旧		増 田 憲 一			
新	自民党大洋支部	菅 谷 幸 雄	菅 谷 憲 男	鉾田市上沢259	H19. 5.18
旧		小 沼 洋 一	小 沼 卓	鉾田市台濁沢292 - 2	
新	自由民主党霞ヶ浦支部	狩野平左衛門岳也	加 固 豊 治	かすみがうら市下稲吉2607 - 71	H19. 5.18
旧		広 瀬 義 彰	藤 枝 多美男	かすみがうら市穴倉800	
新	中原爽後援会	鈴 木 明 夫	島 田 洋 次		H19. 5.23
旧		慶 野 利 文	小 澤 一 友		
新	石井みどり茨城県後援会	鈴 木 明 夫	島 田 洋 次		H19. 5.23
旧		竹 内 昌 司	小 澤 一 友		
新	茨城県歯科医師連盟	鈴 木 明 夫	島 田 洋 次		H19. 5.23
旧		慶 野 利 文	小 澤 一 友		
新	税理士による岡田広後援会	小 崎 忠	伊 藤 浩 太 郎	水戸市大塚町1677 - 9	H19. 5.23
旧		鈴 木 以 中	小 澤 一 夫	土浦市下高津 2 - 4 - 1	

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	茨城県税理士政治連盟	坂 口 洋			H19. 5.24
旧		小 崎 忠			
新	政治結社心武館日本成道塾				H19. 5.30
旧	大日本誅政議塾				

茨城県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同法第3項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池田夫二後援会	池 田 夫 二	池 田 裕 一	神栖市神栖3丁目10番地11号	H19. 5. 2
勝田あつし後援会	勝 田 照	井 上 稔	土浦市並木1丁目2番18号	H19. 5. 7
須沢正孝後援会	須 沢 正 孝	須 沢 幸 平	鉾田市舟木40 - 22	H19. 5.11
自由民主党藤代町支部	三 浦 哲	土 井 金 哉	取手市藤代571	H19. 5.24

茨城県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
高 橋 靖	茨城県議会議員	靖志会	水戸市塩崎町884 - 1	H19. 5.11
金 井 一 憲	石岡市議会議員	金井かずのり後援会	石岡市石岡2159	H19. 5.14
木 村 郁 郎	常陸太田市議会議員	木村いくお後援会	常陸太田市芦間町493	H19. 5.16
山 本 一 恵	美浦村議会議員	山本かずえ後援会	稲敷郡美浦村見晴353 - 13	H19. 5.23

茨城県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
勝 田 照	土浦市議会議員	勝田あつし後援会	土浦市並木 1 丁目 2 番18号	H19. 5. 7
須 沢 正 孝	鉾田市議会議員	須沢正孝後援会	鉾田市舟木40 - 22	H19. 5.11

茨城県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党茨城県第六選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成18年茨城県選挙管理委員会告示第82号）の一部を次のように訂正する。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

平成17年分政治団体の収支報告書の要旨(1)政党の部 総括表の自由民主党茨城県第六選挙区支部の項中「187,391,916」を「197,538,056」に、「149,500,000」を「159,646,140」に、「161,281,017」を「171,427,157」に、「8,980,000」を「19,126,140」に、「109,470,000」を「119,616,140」に、「18,594,559」を「28,740,699」に、「101,623,263」を「111,769,403」に、「161,281,017」を「171,427,157」に改め、同部 収入項目別金額内訳（政党）の自由民主党茨城県第六選挙区支部の項中個人からの寄附の欄を次のように改める。

個人からの寄付		
氏 名	金 額	住 所
小 関 迪	1,000,000	つくば市
須 藤 英 章	300,000	東京都港区
城 守 昌 二	500,000	京都府京都市
白 井 正 彦	300,000	東京都世田谷区
高 木 邦 格	1,000,000	福岡県大川市
太 平 明	1,000,000	東京都新宿区
大 城 英 夫	200,000	伊奈町
藤 枝 金 三	200,000	土浦市
鈴 木 良 三	100,000	下妻市
小 柳 賢 時	100,000	古河市
綿 引 甚 介	100,000	水戸市
安 藤 高 朗	300,000	東京都八王子市
望 月 貴	100,000	水戸市
多 田 正 毅	1,000,000	結城市
三 浦 龍太郎	100,000	土浦市
加倉井 豊 邦	100,000	筑西市
大 塚 玲 子	1,000,000	東京都国立市
大 塚 宣 夫	1,000,000	東京都国立市
丹 羽 雄 哉	10,146,140	石岡市

茨城県選挙管理委員会告示第57号

政選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会、政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成19年 6 月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

指定した選挙管理委員会	施設の名称	施設の所在地
北茨城市選挙管理委員会	北茨城市大津漁村センター	北茨城市大津町2650番地

~~~~~

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年7月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 5 月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 デンチャー・メンテナンスネット

3 代表者の氏名

高 橋 俊 秋

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市田中町2022番地 2

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化社会において義歯使用者の増加、また、食育基本法施行に伴い、義歯の取扱、洗浄、保守管理等の基盤を確立するための教育・福祉並びに環境保全事業を行い、真に豊かな生活を送れるよう介護福祉の支援と社会教育の推進に寄与することを目的とする。

~~~~~

平成19年度ひきこもり当事者社会参加支援事業募集について

ひきこもり当事者やその家族等に対する支援等の事業を行うNPO法人等に対し、社会参加を図るために行う支援事業に要する経費について、補助金を交付することとしたので、補助金の交付を希望する団体を次のとおり募集する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 応募資格

支援事業を行っているか又は支援事業の実施を予定している、茨城県内に事務所等を有し、県内で活動している

NPO法人，公益法人，社会福祉法人などの団体

2 募集対象支援事業

次の要件全てに該当するものを対象

- (1) ひきこもり当事者の社会参加を支援する事業であり，新たな取組みであること，又は，従来の活動の拡充・強化を図るものであること。
- (2) 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日までの間に実施される事業であること。
- (3) 国又は県の助成を受けて実施する事業でないこと。

3 募集支援事業数

予算の範囲内で決定 (概ね 8 事業以内 (原則として 1 団体 1 事業))

4 補助金額

事業を実施するために必要と認められる経費のうち知事が認める額 (限度額20万円程度)

5 補助金交付対象経費

事業を実施するために必要な経費。ただし次の経費は除く。

団体の運営に係る経費 (人件費 (支援事業実施のために新たに臨時に雇用する者に係る賃金を除く)，光熱水費，家賃など)

審査において適当と認められない経費

6 募集期限

6 月26日まで (郵送の場合当日消印有効)

7 応募方法

募集期間内に，補助金交付申請書を茨城県保健福祉部保健予防課に提出

提出先 〒310 - 8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県保健福祉部保健予防課

TEL 029 (301) 3220 FAX 029 (301) 3239

8 補助金の交付決定のための審査

県が設置するひきこもり対策推進協議会で以下の審査基準に基づいて審査

審査項目		審査基準
団体の 適格性	運営基盤	事業実施する団体の組織，活動内容等から事業を行うための運営基盤を有しているか。
	活動実績	事業実施する団体の活動内容及び実績から，事業を実施するための資質等を有しているか。
	活動目的	事業実施する団体の定款，会則等から，団体の活動目的が事業の目的に沿ったものか。
事業の 実現性	計画の妥当性	計画は，事業の目的に合致しているか。
	事業の実効性	具体的な計画であり，実現可能で，かつ効果が期待できるか。
事業の 発展性	発展性	事業の実施により，団体の活動に広がりや相乗効果を期待出来るか。

9 補助金交付決定について

補助金の交付決定をした場合は補助金交付決定通知書により通知するとともに，事業内容及び支援事業を行う団体名についてホームページに掲載

10 その他

応募にあたっては以下のことに留意

- (1) 補助金の交付等については、「平成19年度茨城県ひきこもり当事者社会参加支援事業費補助金交付要項」に基づくこと。
- (2) 応募に係る費用については応募者の負担となること。
- (3) 補助事業に係る書類については、公文書の情報公開請求があった場合は、茨城県情報公開条例に基づき不開示情報を除き原則公開すること。

~~~~~

地籍調査の成果認証

取手市、古河市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 取手市、古河市                                                                                                                                                             |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                                                                                            |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 取手市井野，井野二丁目の各一部<br>平成17年 7 月 6 日から<br>平成17年11月 9 日まで<br>古河市水海，釈迦の各一部<br>平成17年 6 月15日から<br>平成18年 2 月22日まで<br>古河市東二丁目の全部，東本町一丁目の一部<br>平成17年 6 月28日から<br>平成17年11月22日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成19年 6 月 5 日                                                                                                                                                       |

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に関わる開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法律第36条第3項の規定により告示する。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
石岡市八軒台1880番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
石岡市東大橋474番地
藤 枝 敏 広

~~~~~

平成20年度茨城県立医療大学大学院（修士課程）入学試験の実施

平成20年度茨城県立医療大学大学院（修士課程）入学試験を次のとおり実施します。

平成19年 6 月14日

茨城県立医療大学長 小 山 哲 夫

## 1 試験期日

平成19年 9 月 2 日 (日)

## 2 試験会場

茨城県立医療大学

茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

## 3 選抜方法

学力試験、面接及び出願書類によって総合的に判定します。

## 4 募集人員

| 研究科名      | 課程名  | 専攻名           | 募集人員 |
|-----------|------|---------------|------|
| 保健医療科学研究科 | 修士課程 | 看護学専攻         | 6名   |
|           |      | 理学療法学・作業療法学専攻 | 6名   |
|           |      | 放射線技術科学専攻     | 3名   |

## 5 出願資格

本大学院に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とします。なお、(1)から(8)及び(10)から(13)までについては、平成20年 3 月末日までにこれに該当することとなる者も含まれます。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を終了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (8) 学校教育法第67条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- (10) 大学に 3 年以上在学した者であって、本大学院が、本大学の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科

学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

## 6 出願手続

### (1) 出願期間

平成19年8月13日 (月) から 8 月17日 (金) まで (郵送にて本学必着)

### (2) 事前面談

出願を希望する者は、出願前に必ず志望する領域の教員と面談し、教育研究分野等について相談してください。

### (3) 出願方法 (郵送に限る)

出願を希望する者は、出願書類等を一括取りそろえ、本学所定の出願用封筒により必ず「書留速達」で郵送してください。

### (4) 出願先 (郵送先)

〒300 - 0394 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

茨城県立医療大学事務局 教務課

電話 029 - 840 - 2111・2107 (直通)

### (5) 出願書類及び検定料

| 出願書類及び検定料             | 摘 要                                                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 入学志願票               | 学生募集要項記載の「入学志願票の記入について」及び「入学志願票記入例」を参照の上、志願者本人が、必要事項を漏れなく記入してください。                                                             |
| 2 受験票・写真票             | 志願者本人が、必要事項を漏れなく記入してください。縦 4 cm×横 3 cmの写真 (正面上半身無帽、背景なし、出願前 3 か月以内に単身で撮影したもの) の裏面に志願専攻名、氏名を記入し、写真貼付欄にはがれないよう全面をのり付けしてください。     |
| 3 卒業 (見込) 証明書         | 出身学校の長 (学長、学部長、校長等) が作成したもの<br>* 出願資格の(1)から(7)までによって出願する者は、その資格を証する書類を提出してください。<br>(出願資格(8)から(13)によって出願する者については、提出する必要がありません。) |
| 4 成績証明書               | 出身学校の所定の用紙により発行者が厳封したもの<br>(出願資格(8)から(13)によって出願する者については、提出する必要がありません。)                                                         |
| 5 志願理由書               | 1,000字以内 (自筆、横書のこと)<br>(出願資格(9)によって出願する者については、提出する必要がありません。)                                                                   |
| 6 検定料納付書<br>(領収証書・原符) | 氏名の欄に志願者本人の氏名を記入してください。                                                                                                        |
| 7 入学検定料<br>(30,000円)  | 30,000円の普通郵便為替証書に限ります。(定額小為替は使用しないこと)<br>証書には、何も記入しないでください。                                                                    |
| 8 外国人登録済証明書           | 日本国籍を有しない者は、市区町村長の発行する外国人登録済証明書 (在留資格が明示されているもの) を提出してください。                                                                    |
| 9 あて名票シール             | 必要事項を漏れなく記入してください。                                                                                                             |
| 10 受験票返送用封筒<br>(定型)   | 受験票等を速達で郵送するので、封筒に必ず郵便切手 (360円分) を貼付し、住所、氏名、郵便番号を記入してください。                                                                     |

|    |                     |                                                            |
|----|---------------------|------------------------------------------------------------|
| 11 | 出願用封筒<br>(定型外角形 2号) | 「志願専攻欄」, 「差出人欄」に必要事項を記入し, 書類及び検定料を同封のうえ, 『書留速達』にて郵送してください。 |
|----|---------------------|------------------------------------------------------------|

(注) ア 婚姻等により, 卒業 (見込) 証明書等と姓が異なる場合は, 戸籍抄本を同封してください。  
 イ 1, 2, 5, 6, 9, 10, 11の出願書類については, 学生募集要項の末尾についている本学所定のものを使用してください。

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談

身体に障害があり, 受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とする可能性のある者は, 出願前 (平成19年 7月30日 (月) 午後 4時まで) に本学へ相談を申し出てください。

連絡先は「(4)出願先 (郵送先)」と同じです。

7 出願資格認定について

(1) 出願資格(8)及び(10)から(13)により出願を希望する場合

ア 提出方法及び期間 (郵送に限る)

平成19年 7月17日 (火) から 7月23日 (月) 午後 5時まで

「書留速達」(必着) により提出してください。

イ 提出書類

| 書 類                 | 摘 要                               |
|---------------------|-----------------------------------|
| 1 入学試験出願資格<br>認定申請書 | 本学所定の用紙                           |
| 2 成績証明書             | 出身大学等の所定の用紙により発行者が厳封したもの          |
| 3 推薦書               | 出身大学の長 (学長, 学部長等) が作成したもの (様式は任意) |
| 4 出身大学(学部)の規程等      | 卒業に必要な授業科目・単位数のわかるもの              |

(注) 提出書類は返還しません。

ウ 提出先

〒300 - 0394 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2

茨城県立医療大学事務局 教務課

エ 審査結果通知

審査結果は, 平成19年 8月 2日 (木) (本学発送日) に本人あて郵送により通知します。

(2) 出願資格(9)により出願を希望する場合

ア 認定審査要件

次の から までのすべての要件を満たす者とします。

短期大学, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校等を卒業していること

(注: 修業年限が 4年以上であること等文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校のうち, 文部科学大臣が指定する学校を卒業している場合は, 出願資格がありますので, 出願資格認定の必要はありません。)

志望する専攻ごとに下表に定める国家資格を有すること

| 志 望 す る 専 攻   | 国 家 資 格       |
|---------------|---------------|
| 看護学専攻         | 看護師, 保健師又は助産師 |
| 理学療法学・作業療法学専攻 | 理学療法士又は作業療法士  |
| 放射線技術科学専攻     | 診療放射線技師       |

各国家資格取得後, 医療・保健・福祉施設, 教育研究機関, 官公庁, 企業等において, 各国家資格者とし

て2年以上の実務経験を有していること又は平成19年3月末までに2年以上の実務経験を有することが見込まれること

イ 提出書類

| 書 類                 | 摘 要                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------|
| 1 入学試験出願資格<br>認定申請書 | 本学所定の用紙                                                    |
| 2 履歴書               | 本学所定の用紙                                                    |
| 3 志願理由書             | 本学所定の用紙 (1,000字以内, 自筆, 横書のこと)                              |
| 4 卒業 (修了) 証明書       | 最終出身学校の卒業 (修了) 証明書                                         |
| 5 成績証明書             | 最終出身学校の所定の用紙により発行者が厳封したもの                                  |
| 6 在職証明書             | 各機関が発行するその在職を証明するもの (在職期間がわかるもの)                           |
| 7 免許証の写             | 看護師, 保健師, 助産師, 理学療法士, 作業療法士又は診療放射線技師の免許証の写し (A4サイズに縮小したもの) |

(注) 婚姻等により, 卒業(見込)証明書等と姓が異なる場合は, 戸籍抄本を同封してください。  
提出書類は返還しません。

ウ 提出方法及び期間 (郵送に限る)

平成19年7月17日 (火) から7月23日 (月) 午後5時まで  
「書留速達」(必着) により提出してください。

エ 提出先

〒300 - 0394 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2  
茨城県立医療大学事務局 教務課

オ 審査結果通知

審査結果は, 平成19年8月2日 (木) (本学発送日) に本人あて郵送により通知します。

8 試験科目

英語, 専門科目, 面接

9 合格発表

- (1) 発表日時 平成19年9月20日 (木) 午前11時  
(2) 発表方法 本学講義棟前に合格者の受験番号を掲示するとともに, 合格者には合格通知書及び入学手続きに必要な書類を送付します。

(注) 電話等による問い合わせには一切応じません。

10 入学試験成績の情報開示

平成20年度入学試験で不合格となった受験者の成績を, 請求により本人に開示します。

ア 請求できる人 不合格者本人

イ 開示の内容

- (ア) 試験の総合成績について, 合否ラインからの距離をランク (A, B, C) で示したもの  
(イ) 面接を含む試験成績の総合得点

ウ 開示期間 平成20年5月1日 (木) から5月30日 (金) まで  
(土・日・祝日を除く 午前9時から午後5時まで)

エ 開示場所・開示方法 本学教務課窓口において, 口頭で情報開示請求をし, 本学所定様式に記入のうえ申請



してください。なお、成績は閲覧により開示するものとします。

- オ 持参するもの 本学受験票  
 カ その他 電話等による成績の問い合わせには一切応じません。

この試験についてのお問い合わせ先

茨城県立医療大学事務局教務課  
 〒300 - 0394  
 稲敷郡阿見町大字阿見4669番地 2  
 電話 029 - 840 - 2111・2107

~~~~~

公募型プロポーザル方式に関する公示

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設維持管理業務委託について、次のとおり公示する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

なお、この公示に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成19年 6 月14日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 柏 純 一

1 担当事務所

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所
 〒300 - 0032
 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
 (電話) 029 - 823 - 1621

2 調達内容等

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

茨城県霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

(2) 調達する特定役務の特質等

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長が、公募型プロポーザル方式の説明書（以下「説明書」という。）で指定する。

(3) 履行期間

平成19年10月 1 日から平成22年 9 月30日まで

(4) 履行場所

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号外 霞ヶ浦湖北流域下水道処理施設

3 プロポーザルの提出者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加者資格の制限を受けていない者であること。
 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年 2 月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類

18 (施設・設備等の保守管理) の小分類 2 (下水道処理施設維持管理) に登録されているものであること。

- (4) 下水道処理施設維持管理者登録規程 (昭和62年建設省告示第1348号) に基づく登録者であること。
- (5) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に 1年以上継続して、下記の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること。

ア 日最大50,000 m³以上の水処理施設

イ 高度処理施設 (循環式硝化脱窒法等の生物学的窒素除去及びリン除去施設を有するものをいう。) 又は同等以上の水処理施設

ウ 汚泥処理施設 (遠心脱水機, 回転加圧式脱水機等)

エ 焼却能力45トン/日以上汚泥焼却施設

オ 中継ポンプ場 (マンホールポンプ場を含む。)

カ 幹線管渠

- (6) 下記の有資格者を 1人以上配置できること。

ア 危険物取扱者乙種第四類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ クレーン運転業務特別教育修了者

エ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者

オ 第一種電気工事士

カ 有機溶剤作業主任者

キ ショベルローダー等運転技能講習修了者

ク ガス溶接技能講習修了者

ケ 玉掛け技能講習修了者

- (7) 業務の従事者については、説明書に添付する一般仕様書に定める別紙 1 に示す資格・経験を有する者を専任でき、かつ別紙 2 に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置できること。

- (8) 履行期間開始前 1 か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

- (9) プロポーザル提出日から採用決定日までの間のいずれかの日において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4 プロポーザル提出者の選定基準及び評価基準

- (1) 3 のプロポーザルの提出者に要求される資格要件のほか、次に掲げる項目をプロポーザル提出者の選定基準とする。

ア 業務実績

イ 有資格者の状況

ウ 業務の実施体制

- (2) プロポーザルの評価基準

ア 業務の実施方針及び手法

イ 業務実績

ウ 業務の実施体制

5 説明書の交付期間等

- (1) 交付期間

平成19年 6 月14日 (木) から平成19年 6 月25日 (月) まで (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 0 時45分までを除く。)

(2) 交付場所

1 の担当事務所に同じ。

(3) 交付方法

交付場所にて無償により交付する。

6 参加表明書の提出方法等

(1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に添付する参加表明書を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

(2) 提出先

1 の担当事務所に同じ。

(3) 提出期限

平成19年 6 月25日 (月) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 6 月25日午後 5 時必着とする。

7 プロポーザルの提出方法等

(1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出要請を受けた者は、説明書に添付するプロポーザル提出書 (1 部) 及びプロポーザル (7 部) を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

(2) 提出先

1 の担当事務所に同じ。

(3) 提出期限

平成19年 8 月10日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 8 月10日午後 5 時必着とする。

8 その他

(1) 詳細は説明書による。

(2) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位

日本語、日本円、日本標準時及び計量法 (平成 4 年法律第51号) に限るものとする。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は 1 に同じ。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

The Operation and management of the Kasumigaura Kohoku Regional sewerage I set

(2) Time-limit to express interests:

5:00 p.m. June 25, 2007

(3) Time-limit for the submission of proposals:

5:00 p.m. August 10, 2007

(4) Contact point for the notice:

General Affairs Division.

Ibaraki Prefectural Kasumigaura Regional Sewerage Office,

2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

~~~~~

### 公募型プロポーザル方式に関する公示

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設維持管理業務委託について次のとおり公示する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

なお、この公示に係る調達には、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成19年 6 月14日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 柏 純 一

#### 1 担当事務所

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所

〒300 - 0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

(電話) 029 - 823 - 1621

#### 2 調達内容等

##### (1) 調達する特定役務の名称及び数量

茨城県霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

##### (2) 調達する特定役務の特質等

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長が、公募型プロポーザル方式の説明書（以下「説明書」という。）で指定する。

##### (3) 履行期間

平成19年10月 1 日から平成22年 9 月30日まで

##### (4) 履行場所

茨城県潮来市日の出 8 - 28外 霞ヶ浦水郷流域下水道処理施設

#### 3 プロポーザルの提出者に要求される資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年 2 月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 18（施設・設備等の保守管理）の小分類 2（下水道処理施設維持管理）に登録されているものであること。

(4) 下水道施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。

(5) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に 1 年以上継続して、下記の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること。

ア 高度処理（循環式硝化脱窒法 + 急速ろ過法）等の処理施設又は同等以上の水処理施設

イ 汚泥処理施設（遠心濃縮機・消化槽・遠心脱水機等）

ウ 中継ポンプ場（管渠を含む）

(6) 下記の有資格者を 1 人以上配置できること。

- ア 危険物取扱者乙種第四類
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ウ 二級ボイラー技士
- エ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
- オ 第一種電気工事士
- カ ガス溶接技能講習修了者
- キ 玉掛け技能講習修了者
- ク クレーン運転業務特別教育修了者
- ケ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者

(7) 業務の従事者については、説明書に添付する一般仕様書に定める別紙 1 に示す資格・経験を有する者を専任でき、かつ別紙 2 に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置できること。

(8) 履行期間開始前 1 か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

(9) プロポーザル提出日から採用決定日までの間のいずれかの日において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

#### 4 プロポーザル提出者の選定基準及び評価基準

(1) 3 のプロポーザルの提出者に要求される資格要件のほか、次に掲げる項目をプロポーザル提出者の選定基準とする。

- ア 業務実績
- イ 有資格者の状況
- ウ 業務の実施体制

(2) プロポーザル評価基準

- ア 業務の実施方針及び手法
- イ 業務実績
- ウ 業務の実施体制

#### 5 説明書の交付期間等

(1) 交付期間

平成19年 6 月14日 (木) から平成19年 6 月25日 (月) まで (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 0 時45分までを除く。)

(2) 交付場所

1 の担当事務所と同じ

(3) 交付方法

交付場所にて無償により交付する。

#### 6 参加表明書の提出方法等

(1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に添付する参加表明書を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

(2) 提出先

1 の担当事務所と同じ。

## (3) 提出期限

平成19年 6 月25日 (月) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 6 月25日午後 5 時必着とする。

## 7 プロポーザルの提出方法等

## (1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出要請を受けた者は、説明書に添付するプロポーザル提出書 (1部) 及びプロポーザル (7部) を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

## (2) 提出先

1 の担当事務所に同じ。

## (3) 提出期限

平成19年 8 月10日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 8 月10日午後 5 時必着とする。

## 8 その他

## (1) 詳細は説明書による。

## (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位等

日本語、日本円、日本標準時及び計量法 (平成 4 年法律第51号) に限るものとする。

## (3) 関連情報を入手するための照会窓口は 1 に同じ

## 9 Summary

## (1) Nature and quantity of the service to be required:

The operation and management of the Kasumigaura Suigou Regional sewerage 1 set

## (2) Time-limit to express interests:

5:00 p.m. June 25, 2007

## (3) Time-limit for the submission of proposals:

5:00 p.m. August 10, 2007

## (4) Contact point for the notice:

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kasumigaura Regional Sewerage Office,

2-8-1 Kohoku Tsuchiura City Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan

TEL 029-823-1621

## 公募型プロポーザル方式に関する公示

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県霞ヶ浦常南流域下水道処理施設維持管理業務委託について、次のとおり公示する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

なお、この公示に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成19年 6 月14日

茨城県利根流域下水道事務所長 湯 浅 喜 平

## 1 担当事務所

茨城県利根流域下水道事務所

〒300 - 1622

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

(電話) 0297 - 68 - 3301

## 2 調達内容等

### (1) 調達する特定役務の名称及び数量

茨城県霞ヶ浦常南流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式

### (2) 調達する特定役務の特質等

茨城県利根流域下水道事務所長が、公募型プロポーザル方式の説明書（以下「説明書」という。）で指定する。

### (3) 履行期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

### (4) 履行場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割 外 霞ヶ浦常南流域下水道処理施設

## 3 プロポーザルの提出者に要求される資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類18（施設・設備等の保守管理）の小分類2（下水道処理施設維持管理）に登録されているものであること。

(4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。

(5) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に1年以上継続して、下記の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること。

ア 日最大50,000 $\text{m}^3$ 以上の水処理施設

イ 標準活性汚泥法処理施設又は同等以上の水処理施設

ウ 汚泥処理施設（遠心脱水機等）

エ 焼却能力45トン/日以上汚泥焼却施設

オ 流動床式汚泥焼却施設

カ 中継ポンプ場（管渠を含む。）

(6) 下記の有資格者を1人以上配置できること。

ア 危険物取扱者乙種第四類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ 二級ボイラー技士

エ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者

オ 第一種電気工事士

カ ガス溶接技能講習修了者

キ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者

ク クレーン運転特別教育受講者

ケ 玉掛け技能講習修了者

(7) 業務の従事者については、説明書に添付する一般仕様書に定める別紙1に示す資格・経験を有する者を専任で



き、かつ別紙 2 に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置できること。

- (8) 履行期間開始前 1 か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

- (9) プロポーザルの提出日から採用決定の日までの間のいずれかの日において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

#### 4 プロポーザル提出者の選定基準及び評価基準

- (1) 3 のプロポーザルの提出者に要求される資格要件のほか、次に掲げる項目をプロポーザル提出者の選定基準とする。

ア 業務実績

イ 有資格者の状況

ウ 業務の実施体制

- (2) プロポーザルの評価基準

ア 業務の実施方法及び手法

イ 業務実績

ウ 業務の実施体制

#### 5 説明書の交付期間等

- (1) 交付期間

平成19年 6 月14日 (木) から平成19年 6 月25日 (月) まで (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 0 時45分までを除く。)

- (2) 交付場所

1 の担当事務所に同じ。

- (3) 交付方法

交付場所にて無償により交付する。

#### 6 参加表明書の提出方法等

- (1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に添付する参加表明書を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- (2) 提出先

1 の担当事務所に同じ。

- (3) 提出期限

平成19年 6 月25日 (月) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 6 月25日午後 5 時必着とする。

#### 7 プロポーザルの提出方法等

- (1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出要請を受けた者は、説明書に添付するプロポーザル提出書 (1 部) 及びプロポーザル (7 部) を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- (2) 提出先

1 の担当事務所に同じ。

- (3) 提出期限

平成19年 8 月10日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 8 月10日午後 5 時必着とする。

## 8 その他

- (1) 詳細は説明書による。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位  
日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第51号）に限るものとする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は 1 に同じ。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:  
The operation and management of the Kasumigaura-Jyonan Regional sewerage I set
- (2) Time-limit to express interests:  
5:00 p.m. June 25, 2007
- (3) Time-limit for the submission of proposals:  
5:00 p.m. August 10, 2007
- (4) Contact point for the notice :  
General Affairs Division,  
Ibaraki Prefectural Tone Regional Sewerage Office,  
3 banwari Fukawa Tone-machi Kitasouma District Ibaraki Prefecture, 300-1622 Japan.  
TEL 0297-68-3301

~~~~~

公募型プロポーザル方式に関する公示

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県利根左岸さしま流域下水道処理施設維持管理業務委託、茨城県鬼怒小貝流域下水道処理施設維持管理業務委託及び茨城県小貝川東部流域下水道処理施設維持管理業務委託について、次のとおり公示する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

なお、この公示に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成19年 6 月14日

茨城県西流域下水道事務所長 松 本 博 太 郎

1 担当事務所

茨城県西流域下水道事務所
〒304 - 0054
茨城県下妻市中居指933番地 1
(電話) 0296 - 44 - 9335

2 調達内容等

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量
 - ア 茨城県利根左岸さしま流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
 - イ 茨城県鬼怒小貝流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
 - ウ 茨城県小貝川東部流域下水道処理施設維持管理業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等

茨城県西流域下水道事務所長が、公募型プロポーザル方式の説明書（以下「説明書」という。）で指定する。

(3) 履行期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

(4) 履行場所

ア 茨城県猿島郡境町2306 - 2 外

利根左岸さしま流域下水道処理施設（さしまアクアステーション）

イ 茨城県下妻市中居指933 - 1 外

鬼怒小貝流域下水道処理施設（きぬアクアステーション）

ウ 茨城県筑西市中上野2648外

小貝川東部流域下水道処理施設（小貝川東部浄化センター）

3 プロポーザルの提出者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年2月29日茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類18（施設・設備等の保守管理）の小分類2（下水道処理施設維持管理）に登録されているものであること。
- (4) 下水道施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
- (5) 流域下水道又は公共下水道において、過去10年間に1年以上継続して、下記の処理施設維持管理業務の受託実績を有する者であること。
 - (ア) 標準活性汚泥法処理施設又は同等以上の水処理施設
 - (イ) 汚泥処理施設（遠心脱水機）
 - (ウ) 中継ポンプ場（マンホールポンプ場を含む。）
 - (エ) 幹線管渠
- (6) きぬアクアステーションに総括責任者を配置し、さしまアクアステーション及び小貝川東部浄化センターに副責任者を各1名配置できること。
- (7) 各処理場に下記の有資格者を1人以上配置できること。
 - (ア) 危険物取扱者乙種第4類
 - (イ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - (ウ) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
 - (エ) 第一種電気工事士
 - (オ) 有機溶剤作業主任者
 - (カ) ガス溶接作業技能講習修了者
 - (キ) 玉掛け技能講習修了者
- (8) 業務の従事者については、説明書に添付する一般仕様書に定める別紙1に示す資格・経験を有する者を専任でき、かつ別紙2に示す従事業務別配置人数基準を満足する人数を配置できること。
- (9) 停電等の緊急時には、30分以内に現場に到着し対応できる人員を各処理場に確保できること。
- (10) 履行期間開始前1か月を限度とする期間において、業務の遂行に支障をきたさないように前受託者から業務の引継ぎができること。

ただし、業務の引継ぎに要する費用は、引継ぎを受ける者の負担とする。

- (1) プロポーザル提出日から採用決定日までのいずれかの日において、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4 プロポーザル提出者の選定基準及び評価基準

- (1) 3 のプロポーザルの提出者に要求される資格要件のほか、次に掲げる項目をプロポーザル提出者の選定基準とする。

- ア 業務実績
- イ 有資格者の状況
- ウ 業務の実施体制

- (2) プロポーザル評価基準

- ア 業務の実施方針及び手法
- イ 業務実績
- ウ 業務の実施体制

5 説明書の交付期間等

- (1) 交付期間

平成19年 6 月14日 (木) から平成19年 6 月25日 (月) まで (ただし、土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 0 時45分までを除く。)

- (2) 交付場所

1 の担当事務所に同じ

- (3) 交付方法

交付場所にて無償により交付する。

6 参加表明書の提出方法等

- (1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に添付する参加表明書を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- (2) 提出先

1 の担当事務所に同じ

- (3) 提出期限

平成19年 6 月25日 (月) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 6 月25日午後 5 時必着とする。

7 プロポーザルの提出方法等

- (1) 提出方法

本業務委託に係るプロポーザルの提出要請を受けた者は、説明書に添付するプロポーザル提出書 (1 部) 及びプロポーザル (7 部) を持参又は郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- (2) 提出先

1 の担当事務所に同じ

- (3) 提出期限

平成19年 8 月10日 (金) 午後 5 時まで

なお、郵送による場合は、平成19年 8 月10日午後 5 時必着とする。

8 その他

- (1) 詳細は説明書による。
- (2) 書類等の作成に用いる言語，通貨，時刻及び単位
日本語，日本円，日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第51号）に限るものとする。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は 1 に同じ。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
The operation and management of the Tonesagan, the Kinukokai, the Kokaigawatoubu Regional sewerage I set
- (2) Time-limit to express interests:
5:00 p.m. June 25, 2007
- (3) Time-limit for the submission of proposals:
5:00 p.m. August 10, 2007
- (4) Contact point for notice:
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Kensei Regional Sewerage Office,
933-1 Nakaizashi Shimotsuma-shi Ibaraki Prefecture, 304-0054 Japan.
TEL 0296-44-9335

訓 令

茨城県訓令第30号

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 6 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の一部を改正する訓令

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程（平成 8 年茨城県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項を削る。

第65条の 2 第 2 項中「10分の 1」を「100分の15」に改め，同条第 3 項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

第93条の 2 第 2 項中「10分の 1」を「100分の15」に改め，同条第 3 項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

様式第10号中「最低制限価格」を「最低制限基本価格」に改める。

付 則

- 1 この訓令は，平成19年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の規定は，この訓令の施行の日以後に新たに締結する契約について適用し，同日前に締結された契約については，なお従前の例による。

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程 新旧対照表 (改正条文のみ)

改正 (案)	現行
<p>(指名業者の選定等)</p> <p>第6条 主管課長又は所長は、第4条の規定により工事起工が決議されたときは、入札参加資格審査を経た業者の中から指名業者決定伺(様式第5号又は様式第6号)により別に定める入札委員会に指名業者の選定を諮らなければならない。</p> <p>2 所長は、第3条の規定による指名業者推薦書の提出に当たっては、前項の規定に準じて指名業者の選定をしなければならない。</p> <p>(談合その他不正行為による解除等)</p> <p>第65条の2 契約決裁権者又は所長は、請負人が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設工事請負契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、契約決裁権者又は所長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 契約決裁権者又は所長は、請負人が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の2第1項又は第3項の規定に基づき、当該請負人から請負代金額の<u>100分の15</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>3 契約決裁権者又は所長は、請負人が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、請負契約書第49条の2第2項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の2第2項又は第3項の規定に基づき、請負人から請負代金額の<u>100分の20</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>4 前3条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。</p> <p>(談合その他不正行為による解除等)</p> <p>第93条の2 契約決裁権者又は所長は、受託者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設コンサルタント業務委託契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、契約決裁権者又は所長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 契約決裁権者又は所長は、受託者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、委託契約書第45条の2第1項の規定に基づき、受託者から業務委託料の<u>100分の15</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>3 契約決裁権者又は所長は、受託者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、委託契約書第45条の2第2項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定に基づき、受託者から業務委託料の<u>100分の20</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>4 第91条第2項及び第92条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。</p>	<p>(指名業者の選定等)</p> <p>第6条 主管課長又は所長は、第4条の規定により工事起工が決議されたときは、入札参加資格審査を経た業者の中から指名業者決定伺(様式第5号又は様式第6号)により別に定める入札委員会に指名業者の選定を諮らなければならない。</p> <p>2 所長は、第3条の規定による指名業者推薦書の提出に当たっては、前項の規定に準じて指名業者の選定をしなければならない。</p> <p>3 <u>公募型指名競争入札における指名業者選定の手続については、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。</u></p> <p>(談合その他不正行為による解除等)</p> <p>第65条の2 契約決裁権者又は所長は、請負人が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設工事請負契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、契約決裁権者又は所長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 契約決裁権者又は所長は、請負人が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の2第1項又は第3項の規定に基づき、当該請負人から請負代金額の<u>10分の1</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>3 契約決裁権者又は所長は、請負人が契約に関し請負契約書第46条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、請負契約書第49条の2第2項各号のいずれかに該当したときは、請負契約書第49条の2第2項又は第3項の規定に基づき、請負人から請負代金額の<u>100分の15</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>4 前3条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。</p> <p>(談合その他不正行為による解除等)</p> <p>第93条の2 契約決裁権者又は所長は、受託者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、建設コンサルタント業務委託契約解除通知書により契約を解除するものとする。ただし、契約決裁権者又は所長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 契約決裁権者又は所長は、受託者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、委託契約書第45条の2第1項の規定に基づき、受託者から業務委託料の<u>10分の1</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>3 契約決裁権者又は所長は、受託者が契約に関し委託契約書第41条の2第1項各号のいずれかに該当し、かつ、委託契約書第45条の2第2項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定に基づき、受託者から業務委託料の<u>100分の15</u>に相当する額の賠償金を徴しなければならない。</p> <p>4 第91条第2項及び第92条の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。</p>

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程 新旧対照表 (改正条文のみ)

改正 (案)	現行																																
<p>様式第10号</p> <p style="text-align: center;">予定価格表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">工 事 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 名 (委託業務名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負 (委託) に 付 する 額</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>請負 (委託) に 付 する 額 の 105 分 の 100</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>入札書比較価格 予 定 価 格 の 105 分 の 100</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>最低制限基本価格 (調査基準価格)</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>入札書比較価格 最低制限基本価格の 105 分 の 100</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> </table>	工 事 番 号		工 事 名 (委託業務名)		請負 (委託) に 付 する 額	_____ 円	請負 (委託) に 付 する 額 の 105 分 の 100	_____ 円	予 定 価 格	_____ 円	入札書比較価格 予 定 価 格 の 105 分 の 100	*	最低制限基本価格 (調査基準価格)	_____ 円	入札書比較価格 最低制限基本価格の 105 分 の 100	*	<p>様式第10号</p> <p style="text-align: center;">予定価格表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">工 事 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 名 (委託業務名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負 (委託) に 付 する 額</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>請負 (委託) に 付 する 額 の 105 分 の 100</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>予 定 価 格</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>入札書比較価格 予 定 価 格 の 105 分 の 100</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> <tr> <td>最低制限価格 (調査基準価格)</td> <td style="text-align: right;">_____ 円</td> </tr> <tr> <td>入札書比較価格 最低制限価格の 105 分 の 100</td> <td style="text-align: center;">*</td> </tr> </table>	工 事 番 号		工 事 名 (委託業務名)		請負 (委託) に 付 する 額	_____ 円	請負 (委託) に 付 する 額 の 105 分 の 100	_____ 円	予 定 価 格	_____ 円	入札書比較価格 予 定 価 格 の 105 分 の 100	*	最低制限価格 (調査基準価格)	_____ 円	入札書比較価格 最低制限価格の 105 分 の 100	*
工 事 番 号																																	
工 事 名 (委託業務名)																																	
請負 (委託) に 付 する 額	_____ 円																																
請負 (委託) に 付 する 額 の 105 分 の 100	_____ 円																																
予 定 価 格	_____ 円																																
入札書比較価格 予 定 価 格 の 105 分 の 100	*																																
最低制限基本価格 (調査基準価格)	_____ 円																																
入札書比較価格 最低制限基本価格の 105 分 の 100	*																																
工 事 番 号																																	
工 事 名 (委託業務名)																																	
請負 (委託) に 付 する 額	_____ 円																																
請負 (委託) に 付 する 額 の 105 分 の 100	_____ 円																																
予 定 価 格	_____ 円																																
入札書比較価格 予 定 価 格 の 105 分 の 100	*																																
最低制限価格 (調査基準価格)	_____ 円																																
入札書比較価格 最低制限価格の 105 分 の 100	*																																

茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程の改正事項の内容について

改正事項	改正理由・内容等
<p>(1) 公募型指名競争入札の廃止による条文の削除 (第6条第3項)</p> <p>(2) 独占禁止法違反等に対する違約金の引き上げ (第65条の2第2項, 第3項及び第93条の2第2項, 第3項)</p> <p>(3) 最低制限価格の算出方法を, 最低制限基本価格に無作為(ランダム)係数を乗じて算出する方法へ変更するため, 様式第10号中「最低制限価格」を「最低制限基本価格」に改める。</p>	<p>【理由】 平成18年3月31日をもって公募型指名競争入札が廃止されたので, 関連する条文を削除する。</p> <p>【理由】 全国知事会は, 一連の公共工事を巡る不祥事を受け, 平成18年12月18日に都道府県の公共調達改革に関する指針を取りまとめた。指針に, 談合を防止するためのペナルティ強化として, 違約金特約の額を契約額の20%以上とする等の厳しい措置を講ずべきと示されている。</p> <p>このような状況の中, 本県では, 茨城県建設工事入札・契約制度検討委員会(委員長: 福知事)で審議した結果, 入札談合に対する抑止効果を強化するため, 独占禁止法違反等に対する賠償予定額を引き上げることとした。</p> <p>【内容】 独占禁止法違反等, 贈収賄または競売等妨害罪の不正行為があった場合, 契約を解除するか否かを問わず, 契約金額の10%である現行の賠償金に上乗せして5%の賠償金を(合計15%)を請求することができることとする。</p> <p>また次に掲げる悪質な入札談合等の不正行為をした場合, 契約を解除するか否かを問わず, 契約金額の15%である現行の賠償金に上乗せして5%の賠償金を(合計20%)を請求できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内の独占禁止法違反の再犯の場合 ・談合等の首謀者である場合 ・談合をしていない旨の誓約書を提出した場合 <p>なお, 契約を解除したときは, 別に定める10%の違約金も合わせて請求ができる。</p> <p>【理由】 茨城県入札・契約制度検討委員会(委員長: 副知事)では, 最低制限価格の情報管理徹底を図り, 入札契約制度の信憑性を確保するため, 最低制限価格の算出に無作為係数を用いることを決定した。</p> <p>【内容】 「建設工事の最低制限価格等に係る事務処理要領」の実施に伴い, 最低制限価格の算出方法は次のとおりとなる。</p> <p style="text-align: center;">最低制限価格 = 予め契約担当者が決定した最低制限基本価格 × 無作為(ランダム)係数</p> <p>よって, 契約担当者が予定価格を作成するときには「最低制限基本価格」を記入することとなるので, 様式第10号(予定価格表)中「最低制限価格」を「最低制限基本価格」に改める。</p>

 正 誤

平成19年 4 月12日付け茨城県報第1866号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
14	上から19	石岡築西線	石岡筑西線

~~~~~

平成19年 6 月 4 日付け茨城県報第1880号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤    | 正    |
|-----|-------|------|------|
| 3   | 上から14 | 12.2 | 16.4 |
|     | 上から16 | 16.4 | 12.2 |
|     | 上から18 | 13.0 | 16.4 |
|     | 上から20 | 16.4 | 13.0 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
 (休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)